

鳥取市伝統・郷土芸能団体備品整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、規則に定めるもののほか、伝統・郷土芸能団体備品整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市文化芸術振興条例（平成21年鳥取市条例第4号。以下「条例」という。）及び鳥取市文化芸術振興に関する基本方針（平成17年3月8日策定）に基づき、市内の文化芸術団体が伝統・郷土芸能の継承に資する備品整備に必要な経費の一部を支援し、後世に残していくことを目的として交付する。

2 この要綱において文化芸術団体とは、条例第2条第2号に規定する活動団体で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること
- (2) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること
- (3) 構成員の過半数が市民であること
- (4) 地域における活動実態があること

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄及び第2欄に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 寄付を目的とする事業
- (3) 宗教又は政治的団体の普及・宣伝を目的とする事業
- (4) 学校内で組織されるサークル等による事業

ただし、市内の伝統・郷土文化活動に継続的に参加し、地域の文化芸術団体との連携が認められる場合は除く。

- (5) 国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業

(補助金の交付)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第3欄に掲げる者とする。

2 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第4欄に掲げる経費とする。

3 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、別表第6欄に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額と、補助事業に係る経費の総額（以下「事業費」という。）から当該補助事業に係る収入（協賛金、助成金等）を控除した額とのいずれか少ない額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請における規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請団体」という。）が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に

掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項による申請を受けたときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の省略)

第7条 この要綱に該当する事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届を省略することができる。

(実績報告の時期等)

第8条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 補助事業	2 事業の内容	3 補助対象者	4 補助対象経費	5 補助率	6 上限補助額
伝統・郷土芸能団体備品整備事業	伝統・郷土芸能活動に必要な用具や衣装の新調及び補修による整備	文化芸術団体	修繕費、備品購入費、消耗品費、輸送料	1/2	500千円

(注1) 消耗品費は、衣装や用具等に関連する軽微な消耗品をいう。

様式第1号（第5条及び第8条関係）

年度 鳥取市伝統・郷土芸能団体備品整備補助金事業計画（報告）書

1.	事業名	
2.	事業の目的及び見込まれる効果	
3.	対象備品	名称： <input type="checkbox"/> 新調 個数： <input type="checkbox"/> 補修
4.	整備に必要な期間	月 日から 月 日まで
5.	補助申請団体の要件確認	<input type="checkbox"/> 当団体は、要綱第2条第2項に該当します。 ※団体規約及び構成員名簿を添付すること。
		代表者住所 <input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要） 〒
		地域におけるこれまでの活動 ※いつ頃から・活動頻度・場所など記載してください。
6.	補助事業の要件確認	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第2項の事業に該当しません。 ※学校内で組織されるサークル等の場合は、地域の文化芸術団体との連携が分かる資料（イベントのチラシ等）を添付すること。
7.	消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合5%超の公益法人等
8.	事業の成果 ※報告時に記載してください。	

（注1）事業報告書には、実施状況を示す写真等を添付すること。

【連絡先】

住 所	〒 <input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要）
担当者名	<input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要）
連絡先	電話： FAX： E-mail：

年度鳥取市伝統・郷土芸能団体備品整備補助金収支予算（決算）書

1 収入 （単位：円）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備 考
鳥取市補助金				
自己資金				
その他				
収入 合計				

2 支出 （単位：円）

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備 考
事業費	補助対象経費				
	修繕費				
	備品購入費				
	消耗品費				
	輸送料				
	小 計				
	補助対象外経費				
	小 計				
支出 合計					

- (注1) 事業の全体が明らかになるよう、備考欄に内訳及び金額を記入すること。
- (注2) 収支予算書には、有効期限内の見積書を添付すること。
- (注3) 収支決算書には、支出が分かる領収書等証拠書類を添付すること。
- (注4) 領収書には、宛名・金額・但し書き・発行日・発行者の情報（住所・氏名／事業所名等）の記載があること。

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度鳥取市伝統・郷土芸能団体備品整備補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取市伝統・郷土芸能団体備品整備補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除
金 円

- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円

- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）